

平成 23 年度
半期開示レポート

(開示対象期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日)

大阪中河内農業協同組合

JA綱領

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
2. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
3. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
4. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
5. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

《開示項目及び目次》

○ごあいさつ	1	○注記表	14
○地域貢献情報	2	○リスク管理債権の状況	22
○トピックス	3	○金融再生法開示債権の状況	23
○貯金、貸出金及び預け金の状況	4	○有価証券の時価情報	24
○損益の状況（経常収益、経常利益及び 税引後当半期剰余金）	4	○パーゼルⅡ第3の柱に基づく開示	25
○共済事業取扱実績	5	○店舗一覧	31
○購買事業取扱実績	6	○法令遵守（コンプライアンス）の体制	32
○販売事業取扱実績	7	○金融商品の勧誘方針	32
○利用事業実績	7	○個人情報の保護について	33
○宅地等供給事業実績	7	○JAバンク利用者保護等管理方針	33
○指導事業実績	7	○利益相反管理方針の概要	34
○半期貸借対照表	8	○金融円滑化への取組み	36
○半期損益計算書	10	○金融ADR制度への対応	37
○半期キャッシュ・フロー計算書	12	○反社会的勢力への対応	38

* 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

《組合員等の皆様へ》

農業協同組合法では年1回の開示が義務付けられておりますが、組合員等の皆様に組合の現状をご理解頂くために、当組合では、この半期開示レポートを作成し平成16年度より自主的に開示しております。

なお、計数等につきましては、会計監査人の監査は受けておりません。

◆◆ごあいさつ

組合員・利用者および地域の皆さまには、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて上半期の経済情勢は、ヨーロッパ発の金融不安により、世界的に株価が不安定となりました。為替市場でも投機的な動きとはいえ歴史的な円高となり、わが国にとっては厳しい状況の中での推移となりました。

また農業を取り巻く環境は、高齢化及び後継者不足による農業従事者の減少に加え、農地耕作面積の減少による不耕作農地の増加から、農地の保全、担い手の確保が求められています。

更に政府はついにTPP交渉への参加に向けて関係国との協議を開始したため、「農」を取巻く環境は一段と厳しくなるものと思われます。しかし、消費者の食への関心は高まっており、「安全で安心」な農産物の提供が我々JAの大きな使命であると強く感じております。

このような中、当組合は夢ある地域を創造するJAとなることを念頭に置き、一定の利益確保と財務内容の改善を行いました。この結果、上半期の経常利益は8.31億円となり、23年度通期の経常利益計画に対して80%を確保することが出来、また自己資本比率は12.88%となり、より健全な財務基盤の確立に努めました。

こうした状況の中、当組合は内部統制整備に取り組み、コンプライアンス体制の確立に努め、財務基盤の充実を図り、組合員・地域の方々に信頼されるJAを目指しております。

このたび、当組合の半期ディスクローチャー誌を発行する運びとなりましたので、是非ご高覧いただき、当組合の事業内容にご理解をいただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、役職員一丸となって組合員・地域の皆さまのご期待に添えますよう邁進する所存でございますので、今後とも一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年12月1日

大阪中河内農業協同組合
代表理事組合長 高安 孝

◆◆地域貢献情報

1、全般に関する事項

当組合は、八尾市、松原市、柏原市、東大阪市、大阪市東住吉区、大阪市平野区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、当組合の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

2、地域からの資金調達の状況

当組合の平成23年9月末の貯金残高は、549,278百万円で、組合員の皆様の計画的な資産作りをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金の取扱いをしております。

3、地域への資金供給の状況

当組合の平成23年9月末の貸出金残高は、130,473百万円で、当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を原資としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様や、地方公共団体などにご利用いただいております。

4、文化的・社会的貢献に関する事項

当組合は、農業祭(JAまつり)・農産物直売所・朝市・貸農園・児童による稲作体験学習・夏休み子ども村などを通じ、地域住民との交流を図るとともに農業の重要性を啓発しております。JAバンク食農教育応援事業の一環として、地元で採れた旬の素材を使った親子料理教室の開催や、休耕地を活用して地域の方々にエダマメ栽培を体験してもらうなど、食農教育事業を展開しています。また、協力組織による社会福祉施設への地域特産農産物の贈呈や老人福祉施設へのボランティア活動などの社会的貢献を行っております。

◆◆トピックス（平成23年4月～9月）

1、全 般

4月 1日	平成23年度入組式
4月 5日	施設整備合理化委員会開催（4/18）
4月11日	久宝寺支店移設オープン
5月17日	第9回女性会通常総会開催
5月19日	衣摺支店・寿町支店統廃合による地区説明会開催
6月29日	第9回通常総代会開催
8月11日	家の光・日本農業新聞大阪府大会開催
9月30日	TPP反対署名全国で1,166万人を突破

2、地域社会とのふれあい

4月12日	松原地区年金友の会日帰り旅行（4/14）
5月 2日	八尾市・松原市・柏原市の社会福祉協議会に車椅子を寄贈
5月 9日	柏原地区ぶどうジベレリン処理講習会開催（～13日）
5月13日	東大阪市の社会福祉協議会に点字盤を寄贈
5月～8月	少年少女えだまめ農家を開催
6月24日	東大阪市農産物展示品評会開催
6月	小学生田植え体験
7月 9日	農産物直売所「畑のつづき」3周年感謝セール開催
8月 2日	東大阪地区夏休み子ども村を開催（～8/3）
8月19日	ふれあいジュエリー展2011開催（～8/20）
8月28日	八尾河内音頭まつりに参加
8月30日	長瀬地区 貸農園利用者を対象に家庭菜園講習会開催
9月 8日	東大阪地区年金友の会旅行（～9/15）
9月17日	柏原地区 JA まつり開催
9月18日	柏原市民総合フェスティバル参加

◆◆貯金、貸出金及び預け金の状況

貯金、貸出金及び預け金の残高 (単位：千円)

種類	平成23年9月末
貯金	549,278,901
貸出金	130,473,489
預け金	408,402,999

ご参考 (単位：千円)

平成23年3月末
538,874,256
127,718,008
396,498,915

貸出金の内訳 (単位：千円)

種類	平成23年9月末	
	残高	構成比
製造業	2,482,761	1.90%
農業	379,316	0.29%
林業	—	—
漁業	9,606	0.00%
鉱業	—	—
建設業	872,142	0.66%
電気・ガス・熱供給・水道業	393,943	0.30%
情報通信業	9,799	0.00%
運輸業	43,598	0.03%
卸売・小売業	568,681	0.43%
金融・保険業	1,000,000	0.76%
不動産業	60,344,464	46.25%
各種サービス業	1,935,554	1.48%
地方公共団体	16,979,368	13.01%
個人(住宅・消費・納税資金等)	45,454,254	34.83%
合計	130,473,489	100.00%

ご参考 (単位：千円)

平成23年3月末	
残高	構成比
2,571,004	2.01%
404,436	0.31%
—	—
3,876	0.00%
—	—
879,152	0.68%
395,837	0.30%
10,857	0.00%
50,433	0.03%
635,393	0.49%
1,000,000	0.78%
59,952,695	46.94%
2,042,079	1.59%
15,852,230	12.41%
43,920,009	34.38%
127,718,008	100.00%

(注) 1.土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めております。
2.業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいております。

◆◆損益の状況（経常収益、経常利益及び税引後当半期剰余金）

(単位：千円)

種類	平成23年9月末
経常収益	4,360,014
経常利益	831,109
税引後当半期剰余金	379,426

ご参考 (単位：千円)

平成22年9月末
4,685,943
1,089,658
691,831

◆◆共済事業取扱実績

長期共済新契約高・保有高

(単位：千円)

種類		平成23年9月末		
		新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	12,493,840	201,764,950	
	定期生命共済	770,500	3,081,000	
	養老生命共済 (うちこども共済)	3,595,870 (710,000)	121,196,660 (26,920,600)	
	医療共済	1,765,400	10,263,400	
	がん共済	12,000	563,000	
	定期医療共済	—	7,980,000	
	年金共済	年金開始前	—	—
		年金開始後	—	—
		年金合計	—	—
	年金共済	—	1,175,300	
建物更生共済	29,125,550	563,347,600		
合計	47,763,160	909,371,920		

ご参考

(単位：千円)

平成22年9月末	
新契約高	保有高
10,530,220	201,918,940
571,000	1,653,500
4,342,910	128,768,950
(964,400)	(26,587,200)
830,500	7,947,150
18,000	560,500
—	10,216,100
537,420	14,380,510
—	5,950,970
537,420	20,331,490
—	1,275,300
23,467,590	567,418,240
39,760,230	919,758,690

<平成22年分>

- (注) 1. 記載金額は保障金額(年金共済は年金年額、(利率変動型年金は最低保証年金額、がん共済はがん死亡共済金額、定期医療共済は死亡給付金額、医療共済については死亡給付金額を含む。)です。
 2. 合計の金額には年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含んでおります。
 3. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、長期定期生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しております。

<平成23年分>

- (注) 1. 記載金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。))、年金共済は付加された定期特約金額)です。
 2. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しております。

医療共済の入院共済金額新契約高・保有高 (単位：千円)

種類	平成23年9月末	
	新契約高	保有高
医療共済	4,610	15,290
がん共済	120	5,630
定期医療共済	10	9,150
合計	4,740	30,080

(注) 記載金額は入院共済金額です。

ご参考

(単位：千円)

平成22年9月末	
新契約高	保有高
—	—
—	—
—	—
—	—

年金共済の年金新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	平成23年9月末	
	新契約高	保有高
年金開始前	569,250	14,114,610
年金開始後	—	6,003,890
合計	569,250	20,118,510

(注) 記載金額は年金年額(利率変動型年金にあつては最低保証年金額)です。

ご参考

(単位：千円)

平成22年9月末	
新契約高	保有高
—	—
—	—
—	—

短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	平成23年9月末 掛金
火災共済	29,894
自動車共済	194,658
傷害共済	1,204
団体定期生命共済	—
定額定期生命共済	—
賠償責任共済	817
自賠責共済	17,498
合計	244,072

ご参考

(単位：千円)

平成22年9月末 掛金
29,693
166,790
1,019
—
—
754
14,571
212,828

◆◆購買事業取扱実績

(単位：千円)

種類		平成23年9月末	
		供給高	手数料
生産資材	飼料	226	30
	肥料	52,616	4,887
	農薬	48,904	4,478
	保温資材	15,308	1,599
	包装資材	37,664	4,762
	農業機械	13,445	320
	石油類	4,807	▲630
	自動車	3,723	39
	建築資材	46,162	4,615
	その他	5,271	732
計		228,133	20,835
生活物資	食料品		
	米	23,146	2,605
	生鮮食品	1,221	305
	一般食品	13,453	1,557
	衣料品	502	86
	耐久消費財	19,492	2,529
日用保健雑貨用品	9,559	751	
計		67,376	7,836
合計		295,509	28,671

ご参考

(単位：千円)

種類		平成22年9月末	
		供給高	手数料
生産資材	飼料	246	56
	肥料	55,721	5,689
	農薬	50,123	5,516
	保温資材	13,290	1,727
	包装資材	41,922	5,197
	農業機械	11,035	194
	石油類	4,770	▲717
	自動車	15,253	137
	建築資材	41,452	4,151
	その他	6,381	990
計		240,199	22,942
生活物資	食料品		
	米	25,579	2,794
	生鮮食品	1,462	357
	一般食品	13,989	1,737
	衣料品	479	78
	耐久消費財	19,558	1,956
日用保健雑貨用品	13,521	1,276	
計		74,591	8,200
合計		314,791	31,143

◆◆販売事業取扱実績 (単位：千円)

種類	平成23年9月末	
	販売高	手数料
米	13,551	4,421
その他	70,699	8,792
合計	84,250	13,214

ご参考 (単位：千円)

平成22年9月末	
販売高	手数料
14,311	3,546
63,789	7,601
78,100	11,148

◆◆利用事業実績 (単位：千円)

項目	平成23年9月末
利用収益合計	6,722
利用費用合計	2,129

ご参考 (単位：千円)

平成22年9月末	
6,942	
3,703	

◆◆宅地等供給事業実績 (単位：千円)

項目		平成23年9月末
収益	宅地等供給手数料	2,206
	宅地等供給雑収入	95
	合計	2,301
費用	宅地等供給雑費	-
	合計	-

ご参考 (単位：千円)

平成22年9月末	
2,023	
95	
2,118	
66	
66	

◆◆指導事業実績 (単位：千円)

項目		平成23年9月末
収益	賦課金	-
	指導事業補助金	2,455
	実費収入	2,736
	合計	5,192
費用	営農改善費	26,899
	生活改善費	9,082
	教育情報費	6,650
	合計	42,632

ご参考 (単位：千円)

平成22年9月末	
-	
8,176	
4,470	
12,646	
28,546	
5,745	
10,625	
44,917	

◆◆半期貸借対照表

資産

(単位：千円)

ご参考

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度半期末 (平成 23 年 9 月 30 日)	平成 22 年度半期末 (平成 22 年 9 月 30 日)
1. 信用事業資産	559,969,726	536,167,366
(1) 現金	2,318,155	2,399,655
(2) 預金	408,402,999	388,141,715
系統預金	406,385,855	386,621,274
系統外預金	2,017,144	1,520,440
(3) 買入金銭債権	78,000	86,000
(4) 有価証券	19,309,689	17,826,240
国債	6,014,239	5,203,839
地方債	9,050,957	8,760,018
政府保証債	1,998,648	2,003,317
金融債	2,040,742	1,651,764
社債	205,102	207,302
(5) 貸出金	130,473,489	128,241,000
(6) その他の信用事業資産	1,563,621	1,924,733
未収収益	1,462,836	1,530,773
その他の資産	100,785	393,960
(7) 貸倒引当金	▲ 2,176,229	▲ 2,451,978
2. 共済事業資産	51,689	51,777
(1) 共済貸付金	50,753	51,022
(2) 共済未収利息	734	700
(3) その他の共済事業資産	358	191
(4) 貸倒引当金	▲ 155	▲ 138
3. 経済事業資産	69,880	71,015
(1) 経済事業未収金	13,643	16,314
(2) 棚卸資産	55,747	54,470
購買品	53,600	52,217
販売品	105	69
その他の棚卸資産	2,040	2,184
(3) その他の経済事業資産	548	274
(4) 貸倒引当金	▲ 59	▲ 44
4. 雑資産	279,107	290,215
(1) 雑資産	281,095	292,343
(2) 貸倒引当金	▲ 1,988	▲ 2,128
5. 固定資産	9,330,906	9,621,127
(1) 有形固定資産	9,320,794	9,610,832
建物	4,979,274	4,904,740
機械装置	86,563	81,639
土地	7,516,461	7,764,929
リース資産	500	500
その他の有形固定資産	1,197,957	1,193,108
減価償却累計額	▲ 4,459,961	▲ 4,334,085
(2) 無形固定資産	10,111	10,295
その他の無形固定資産	10,111	10,295
6. 外部出資	13,956,728	13,001,564
(1) 外部出資	13,956,728	13,001,564
系統出資	13,353,402	12,398,237
系統外出資	603,326	603,326
7. 繰延税金資産	633,253	559,929
資産合計	584,291,292	559,762,994

負債および純資産

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度半期末 (平成 23 年 9 月 30 日)
1. 信用事業負債	554,254,610
(1) 貯 金	549,278,901
(2) 借 入 金	3,159,437
(3) その他の信用事業負債	1,812,872
未 払 費 用	971,419
そ の 他 の 負 債	841,452
(4) 睡眠貯金払戻引当金	3,399
2. 共済事業負債	2,503,079
(1) 共 済 借 入 金	50,438
(2) 共 済 資 金	1,810,201
(3) 共 済 未 払 利 息	734
(4) 未経過共済付加収入	640,023
(5) 共 済 未 払 費 用	—
(6) その他の共済事業負債	1,680
3. 経済事業負債	23,889
(1) 経済事業未払金	23,889
4. 雑 負 債	887,277
(1) 未 払 法 人 税 等	189,550
(2) 資 産 除 去 債 務	166,491
(3) そ の 他 の 雑 負 債	531,235
5. 諸 引 当 金	2,073,541
(1) 賞 与 引 当 金	369,490
(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,649,910
(3) 役員退任慰労引当金	22,053
(4) 環 境 対 策 引 当 金	32,087
6. 再評価に係る繰延税金負債	1,409,521
負 債 合 計	561,151,920
1. 組 合 員 資 本	19,927,317
(1) 出 資 金	3,688,531
(2) 資 本 準 備 金	49,606
(3) 利 益 剰 余 金	16,189,179
利 益 準 備 金	3,944,481
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,244,697
信用事業基盤強化積立金	4,000,000
信用事業機械化整備積立金	500,000
施設整備積立金	500,000
合併 10 周年記念積立金	100,000
営 農 事 業 積 立 金	100,000
特 別 積 立 金	5,628,631
当半期末処分剰余金	1,416,066
(うち当半期末剰余金)	(379,426)
(4) 処 分 未 済 持 分	—
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,212,055
(1) その他有価証券評価差額金	159,569
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	3,052,485
純 資 産 合 計	23,139,372
負 債 及 び 純 資 産 合 計	584,291,292

ご参考 (単位：千円)

平成 22 年度半期末 (平成 22 年 9 月 30 日)
530,606,402
525,208,138
3,559,094
1,836,072
1,302,600
533,471
3,097
2,231,413
47,722
1,512,667
668
661,038
8,426
889
30,332
30,332
958,612
288,230
155,121
515,261
2,053,617
348,619
1,653,425
14,172
37,400
1,438,318
537,318,698
19,128,467
3,654,842
49,606
15,457,372
3,714,481
11,742,890
3,500,000
500,000
300,000
100,000
100,000
5,628,631
1,614,259
(691,831)
▲ 33,354
3,315,828
200,721
3,115,107
22,444,295
559,762,994

◆◆半期損益計算書

(単位：千円)

ご参考 (単位：千円)

科 目	平成23年度半期末 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日)	平成22年度半期末 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日)
1. 事業 総 利 益	2,961,859	3,170,009
(1)信用事業収益	3,039,120	3,376,774
資金運用収益	2,905,409	3,046,130
(うち預金利息)	(1,251,805)	(1,331,886)
(うち有価証券利息)	(143,800)	(156,161)
(うち貸出金利息)	(1,189,391)	(1,244,361)
(うちその他受入利息)	(320,412)	(313,721)
役務取引等収益	66,157	61,993
その他事業直接収益	30,488	235,762
その他経常収益	37,063	32,888
(2)信用事業費用	852,933	957,200
資金調達費用	651,313	790,773
(うち貯金利息)	(613,756)	(754,564)
(うち給付補填備金繰入)	(17,257)	(16,911)
(うち借入金利息)	(15,021)	(16,873)
(うちその他支払利息)	(5,278)	(2,423)
役務取引等費用	11,593	10,941
その他事業直接費用	1,312	—
その他経常費用	188,714	155,486
(うち貸倒引当金繰入額)	(25,638)	(—)
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(869)	(504)
信用事業総利益	2,186,186	2,419,574
(3)共済事業収益	776,407	754,390
共済付加収入	751,211	728,069
共済貸付金利息	721	725
その他の収益	24,474	25,596
(4)共済事業費用	10,540	16,814
共済借入金利息	728	726
共済推進費用	2,286	8,892
その他の費用	7,525	7,195
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(16)
共済事業総利益	765,867	737,576
(5)購買事業収益	295,867	315,082
購買品供給高料	295,509	314,791
修理サービス	4	0
その他の収益	353	290
(6)購買事業費用	267,898	285,642
購買品供給原価	266,837	283,648
購買品供給費	210	282
その他の費用	850	1,712
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(4)
購買事業総利益	27,968	29,439
(7)販売事業収益	22,764	22,301
販売品販売高料	13,511	14,311
販売手数料	8,792	7,601
その他の収益	419	389
(8)販売事業費用	10,380	11,900
販売品販売原価	9,129	10,764
その他の費用	1,251	1,136
販売事業総利益	12,383	10,400
(9)利用事業収益	6,722	6,942
(10)利用事業費用	2,129	3,703
利用事業総利益	4,593	3,238
(11)宅地等供給事業収益	2,301	2,118
(12)宅地等供給事業費用	—	66
宅地等供給事業総利益	2,301	2,051
(13)指導事業収入	5,192	12,646
(14)指導事業支出	42,632	44,917
指導事業収支差額	▲ 37,440	▲ 32,271

(単位：千円)

科 目	平成23年度半期末 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日)
2. 事業管理費	2,334,657
(1) 人件費	1,704,808
(2) 業務費	287,983
(3) 諸税負担金	101,517
(4) 施設費	237,687
(5) その他事業管理費	2,660
事業利益	627,202
3. 事業外収益	211,639
(1) 受取雑利息	1,127
(2) 受取出資配当金	198,550
(3) 貸付金	4,231
(4) 貸倒引当金戻入益	302
(5) 償却債権取立益	1,063
(6) 雑収	6,364
4. 事業外費用	7,732
(1) 支払雑利息	1,052
(2) 寄付金	2,277
(3) 減価償却費	1,149
(4) 雑損	3,252
経常利益	831,109
5. 特別利益	—
(1) 一般補助金	—
(2) 貸倒引当金戻入益	—
(3) 償却債権取立益	—
(4) その他の特別利益	—
6. 特別損失	262,065
(1) 固定資産処分損失	14,040
(2) 減損損失	248,024
(3) その他の特別損失	—
税引前当期利益	569,044
7. 法人税、住民税及び事業税	229,097
8. 法人税等調整額	▲ 39,478
法人税等合計	189,618
当半期末剰余金	379,426
前期繰越剰余金	974,345
土地再評価差額金取崩額	62,294
当半期末処分剰余金	1,416,066

ご参考 (単位：千円)

	平成22年度半期末 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日)
	2,268,228
	1,645,539
	278,107
	96,279
	245,599
	2,701
	901,781
	195,686
	1,555
	184,861
	6,164
	—
	—
	3,105
	7,809
	996
	—
	614
	6,198
	1,089,658
	185,990
	350
	175,576
	2,241
	7,822
	183,087
	907
	62,121
	120,058
	1,092,561
	325,202
	75,527
	400,729
	691,831
	881,028
	41,399
	1,614,259

◆◆半期キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

ご参考 (単位：千円)

科 目	平成 23 年度半期末 (平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日)	平成 22 年度半期末 (平成 22 年 4 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日)
1、事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	569,044	1,092,561
減価償却費	96,017	108,070
減損損失	248,024	60,437
資産除去債務の増加額	1,152	1,230
貸倒引当金の増加額	17,312	▲ 175,372
睡眠貯金払戻引当金の増加額	▲ 18	125
賞与引当金の増加額	78,260	58,384
退職給付引当金の増加額	▲ 3,481	20,892
役員退任慰労引当金の増加額	3,943	946
環境対策引当金の増加額	▲ 13,659	37,400
信用資金運用収益	▲ 2,903,274	▲ 3,044,476
信用資金調達費用	651,313	790,773
共済貸付金利息	▲ 721	▲ 725
共済借入金利息	728	726
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 199,677	▲ 186,416
支払雑利息	1,052	996
有価証券関係損益	▲ 31,311	▲ 237,417
固定資産売却損益	232	—
固定資産除去損	13,807	260
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	▲ 2,755,481	3,270,396
預金の純増減	▲ 14,700,000	▲ 21,800,000
貯金の純増減	10,404,644	8,187,031
信用事業借入金の純増減	▲ 186,723	▲ 150,906
その他の信用事業資産の純増減	▲ 29,632	4,806
その他の信用事業負債の純増減	315,564	320,593
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	▲ 2,128	43
共済借入金の純増減	1,813	▲ 1,043
共済資金の純増減	1,104,071	777,913
未経過共済付加収入の純増減	46,719	35,840
共済未払費用の純増減	▲ 15,612	▲ 5,374
その他の共済事業資産の純増減	443	2,063
その他の共済事業負債の純増減	380	▲ 1,417
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	15,966	18,134
棚卸資産の純増減	16,059	22,474
支払手形及び経済事業未払金の純増減	▲ 23,081	▲ 35,373
(その他の資産及び負債の純増減)		
その他の資産の純増減	33,954	18,509
その他の負債の純増減	13,268	21,075
未払消費税等の純増減	▲ 2,710	2,147
信用事業資金運用による収入	4,113,887	4,229,046
信用事業資金調達による支出	▲ 393,471	▲ 513,681
共済貸付金利息による収入	705	745
共済借入金利息による支出	▲ 712	▲ 780
資産除去債務に関する会計基準導入に係る影響額	—	82,658
小計	▲ 3,513,327	▲ 6,986,697
雑利息及び出資配当金の受取額	199,686	186,478
雑利息の支払額	▲ 1,028	▲ 943
法人税等の支払額	▲ 288,371	▲ 379,411
事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 3,603,040	▲ 7,180,574

(単位：千円)

ご参考

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度半期末 (平成 23 年 4 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日)	平成 22 年度半期末 (平成 22 年 4 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日)
2. 投資活動によるキャッシュフロー		
買入金銭債権の償還による収入	8,000	8,000
有価証券の取得による支出	▲ 2,504,606	▲ 1,398,842
有価証券の売却による収入	4,321,240	8,590,152
有価証券の償還による収入	150,015	40,011
固定資産の取得による支出	▲ 79,391	▲ 60,223
固定資産の売却による収入	▲ 232	—
外部出資の取得による支出	▲ 955,164	▲ 918,198
資産除去債務の履行による支出	▲ 255	—
その他	▲ 11,102	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	928,503	6,260,899
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	60,928	—
出資の払戻しによる支出	▲ 43,382	▲ 55,390
持分の取得による支出	▲ 28,077	▲ 14,998
持分の譲渡による収入	49,767	14,998
出資配当金の支払額	▲ 106,975	▲ 107,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 67,739	▲ 163,254
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	▲ 2,742,276	▲ 1,082,929
6. 現金及び現金同等物の期首残高	6,733,477	5,394,345
7. 現金及び現金同等物の期末残高	3,991,200	4,311,415

◆◆注記表

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期
<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 記載金額の端数処理等 貸借対照表及び損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、残高が0の科目については、表示しておりません。</p> <p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 11 年 1 月 22 日)に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。 満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は次のとおりです。 ・ 購買品・・・・・・・・売価還元法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) ・ 販売品・・・・・・・・最終仕入原価法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) ・ その他棚卸資産・・最終仕入原価法に基づく原価法</p> <p>4. 固定資産等の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産除く) 建物(建物附属設備を除く) ①平成 10 年 3 月 31 日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 ただし、合併前の旧八尾市農協と旧柏原市農協の固定資産の償却方法については旧定額法を採用しています。 ②平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したもの 法人税法に規定する旧定額法 ③平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 法人税法に規定する定額法 建物以外 ①平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 ただし、合併前の旧八尾市農協と旧柏原市農協の固定資産の償却方法については旧定額法を採用しています。 ②平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 法人税法に規定する定率法 なお、上記のそれぞれの償却方法により算定した年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。 また、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物および構築物 7 年～50 年 機械装置および重搬具 4 年～13 年 器具・備品 3 年～20 年 (2)無形固定資産(リース資産除く) 定額法を採用しています。 なお、上記(1)から(2)の 20 万円未満の資産等については、原則として一時損金経理を行っています。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の査定規程及び資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。</p>	<p>I. 重要な会計方針</p> <p>1. 記載金額の端数処理等 貸借対照表及び損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、残高が0の科目については、表示しておりません。</p> <p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 11 年 1 月 22 日)に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。 満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により評価しています。</p> <p>3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は次のとおりです。 ・ 購買品・・・・・・・・売価還元法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) ・ 販売品・・・・・・・・最終仕入原価法に基づく原価法 ・ その他棚卸資産・・最終仕入原価法に基づく原価法</p> <p>4. 固定資産等の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産除く) 建物(建物附属設備を除く) ①平成 10 年 3 月 31 日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 ただし、合併前の旧八尾市農協と旧柏原市農協の固定資産の償却方法については旧定額法を採用しています。 ②平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したもの 法人税法に規定する旧定額法 ③平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 法人税法に規定する定額法 建物以外 ①平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法 ただし、合併前の旧八尾市農協と旧柏原市農協の固定資産の償却方法については旧定額法を採用しています。 ②平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 法人税法に規定する定率法 なお、上記のそれぞれの償却方法により算定した年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。 また、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物および構築物 7 年～50 年 機械装置および重搬具 4 年～13 年 器具・備品 3 年～20 年 (2)無形固定資産(リース資産除く) 定額法を採用しています。 なお、上記(1)から(2)の 20 万円未満の資産等については、原則として一時損金経理を行っています。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準及び償</p>

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期
<p>正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当半期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に対する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上しています。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に対する債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(実質破綻先)に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署(総合企画課)が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署(監査部)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権については、債権額から債権の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込みとして債権額から直接減額しており、当期償却額は7,872千円、累計償却額は367,187千円であります。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期に発生していると認められる額を計上しています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。</p> <p>(3)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち、当半期に帰属する金額を計上しています。</p> <p>(4)役員退任慰労引当金 役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に定めるところによる計算額のうち、当半期に帰属する金額を計上しています。</p> <p>(5)睡眠貯金払戻引当金 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p> <p>(6)環境対策引当金 環境対策引当金は環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。</p> <p>7. 消費税の会計処理の方式 消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間(5年間)で每期均等償却しています。</p> <p>8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲については、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>II. 追加情報 (1)当期首より、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の</p>	<p>却・引当基準により、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む)については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上しています。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署(総合企画課)が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署(監査部)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期に発生していると認められる額を計上しています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。</p> <p>(3)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち、当半期に帰属する金額を計上しています。</p> <p>(4)役員退任慰労引当金 役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に定めるところによる計算額のうち、当半期に帰属する金額を計上しています。</p> <p>(5)睡眠貯金払戻引当金 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p> <p>(6)環境対策引当金 環境対策引当金は環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。</p> <p>7. 消費税の会計処理の方式 消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間(5年間)で每期均等償却しています。</p> <p>8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲については、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>II. 会計方針の変更 1. 会計処理の変更 (資産除去債務に関する会計基準) 当半期から「資産除去債務に関する会計基準(企業会計基準第18号(平成20年3月31日(企業会計基準委員会)))」及び「資</p>

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期																																				
<p>訂正に関する会計基準(平成 21 年 12 月 4 日公表)及び、企業会計適用指針第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成 21 年 12 月 4 日公表)を適用しております。</p> <p>(2)上記(1)の基準の適用に伴い、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(平成 23 年 3 月 29 日)が改正されたことにより、特別利益の内書として独立掲記していた、「貸倒引当金戻入益」「償却債権取立益」は、事業外収益に区分を変更しています。</p> <p>Ⅲ. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、4,478,383 千円であり、その内訳は次のとおりです。</p>	<p>産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 21 号(平成 20 年 3 月 31 日(企業会計基準委員会)))を適用しています。</p> <p>これにより、「有形固定資産」のうち「建物」は 141,297 千円、「リース資産」は 500 千円、「減価償却累計額」は 74,107 千円及び「繰延税金負債」は 21,322 千円それぞれ増加し、「雑負債」のうち「資産除去債務」に 155,121 千円を計上しています。</p> <p>また、事業利益は 4,762 千円、経常利益は 4,772 千円減少し、適用初年度の期首において新たに負債として計上した資産除去債務の金額と資産に追加計上した除去費用の金額との差額を資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として特別損失のうちの「その他特別損失」に 82,658 千円計上した結果、税引前当期利益は 87,430 千円減少しています。</p> <p>2. 表示方法の変更</p> <p>平成 22 年 3 月 17 日農林水産省令第 18 号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」が、平成 21 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用されること、及び「資産除去債務に関する会計基準(企業会計基準第 18 号(平成 20 年 3 月 31 日(企業会計基準委員会)))並びに「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号(平成 20 年 3 月 31 日(企業会計基準委員会)))」が平成 22 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、以下のとおり表示を変更しています。(以下の(2)①②については前期末で対応済み)</p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>貸借対照表と損益計算書における表示の基本について、当半期から下記の通り変更しています。</p> <p>①従来、事業実施の有無等により残高表示を区分していましたが、残高が 0 の科目については、全く表示しておりません。</p> <p>②千円未満の取り扱いであった場合のみ「0」と表示しています。</p> <p>(2) 貸借対照表関係</p> <p>①従来、「有形固定資産」の内書きで「減価償却資産」と表示していたものを「建物」、「機械装置」、「その他有形固定資産」として詳細に区分して表示しています。</p> <p>②従来、負債の部に表示していた「リース債務」を「雑負債」の内書きに区分して表示しています。</p> <p>③「雑負債」の内訳として、「資産除去債務」を追加しています。</p> <p>(追加情報)</p> <p>環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を環境対策引当金として計上しています。</p> <p>これにより、特別損失のうちの「その他特別損失」に 37,400 千円計上した結果、税引前当期利益は 37,400 千円減少しています。</p> <p>Ⅲ. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、4,854,457 千円であり、その内訳は次のとおりです。</p>																																				
(単位：千円)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成 23 年 9 月 30 日現在</th> <th style="text-align: center;">(参考)平成 23 年 3 月 31 日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td style="text-align: right;">70,754</td> <td style="text-align: right;">60,802</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td style="text-align: right;">3,545,572</td> <td style="text-align: right;">3,459,636</td> </tr> <tr> <td>3 ヶ月以上延滞債権</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: right;">862,056</td> <td style="text-align: right;">743,534</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,478,383</td> <td style="text-align: right;">4,263,973</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>なお、それぞれの定義は以下により行っています。</p> <p>イ、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホに掲げる事由又は第 4 号に規定する事由が生じているものをいいます。</p> <p>ロ、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものを除くものをいいます。</p> <p>ハ、「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く。)をいいます。</p> <p>ニ、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権を除く。)をいいます。</p> <p>2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当半期圧縮引当金累計額は 10,606 千円であり、当半期は圧縮引当金を実施していません。なお、累計額は平成 16 年度からの合計金額です。</p> <p>3. 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 9,000,000 千円を差し入れています。</p> <p>4. 貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金 1,000,000 千円が含まれています。</p> <p>5. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、3,455,521 千円です。</p> <p>なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする</p>		平成 23 年 9 月 30 日現在	(参考)平成 23 年 3 月 31 日現在	破綻先債権	70,754	60,802	延滞債権	3,545,572	3,459,636	3 ヶ月以上延滞債権	—	—	貸出条件緩和債権	862,056	743,534	合計	4,478,383	4,263,973	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成 22 年 9 月 30 日現在</th> <th style="text-align: center;">(参考)平成 22 年 3 月 31 日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td style="text-align: right;">56,859</td> <td style="text-align: right;">76,070</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td style="text-align: right;">3,970,410</td> <td style="text-align: right;">3,922,121</td> </tr> <tr> <td>3 ヶ月以上延滞債権</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: right;">827,187</td> <td style="text-align: right;">886,808</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,854,457</td> <td style="text-align: right;">4,884,999</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>なお、それぞれの定義は以下により行っています。</p> <p>イ、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイか</p>		平成 22 年 9 月 30 日現在	(参考)平成 22 年 3 月 31 日現在	破綻先債権	56,859	76,070	延滞債権	3,970,410	3,922,121	3 ヶ月以上延滞債権	—	—	貸出条件緩和債権	827,187	886,808	合計	4,854,457	4,884,999
	平成 23 年 9 月 30 日現在	(参考)平成 23 年 3 月 31 日現在																																			
破綻先債権	70,754	60,802																																			
延滞債権	3,545,572	3,459,636																																			
3 ヶ月以上延滞債権	—	—																																			
貸出条件緩和債権	862,056	743,534																																			
合計	4,478,383	4,263,973																																			
	平成 22 年 9 月 30 日現在	(参考)平成 22 年 3 月 31 日現在																																			
破綻先債権	56,859	76,070																																			
延滞債権	3,970,410	3,922,121																																			
3 ヶ月以上延滞債権	—	—																																			
貸出条件緩和債権	827,187	886,808																																			
合計	4,854,457	4,884,999																																			
	(単位：千円)																																				

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期
------------	------------------

ことができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する事項は以下のとおりです。

(1)減損損失を認識した資産グループ及び減損損失額、資産種類ごとの内訳

区分	場所	主な用途	種類	減損損失
事業用資産	東大阪市	店舗	土地	121,165千円 (土地 121,165千円)
	東大阪市	店舗	土地	123,770千円 (土地 123,770千円)
遊休資産等	八尾市	遊休等	土地	115千円 (土地 115千円)
	松原市	遊休等	土地	380千円 (土地 380千円)
	東大阪市	遊休等	土地	200千円 (土地 200千円)
	東大阪市	遊休等	土地	693千円 (土地 693千円)
	松原市	遊休等	土地	1,664千円 (土地 1,664千円)
	東大阪市	遊休等	土地	34千円 (業務外固定資産 34千円)
計				248,024千円 (土地 247,990千円 業務外固定資産 34千円)

(2)資産のグルーピング方法

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位(ただし出張所は母店を含む)でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、農業関連施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

(3)減損損失を認識するに至った経緯

当組合は、平成 11 年 3 月 31 日に土地再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち事業用資産については、平成 23 年 6 月 29 日の総代会における支店統廃合による店舗新設の決定及び再評価実施後からの地価の継続的な下落のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

また、遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、遊休状態となっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は事業用資産については正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を、遊休資産等については正味売却価額をそれぞれ使用しています。なお、正味売却価額については、相続税評価額等を基礎として算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 4.24%で割り引いて算定しています。

2. 事業外収益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、共済事業 32 千円、購買事業 55 千円、その他 214 千円となっています。

3. 「法人税、住民税及び事業税」には、過年度の法人税等追徴税額 347 千円が含まれています。

「法人税、住民税及び事業税」には、過年度の法人税等戻入額 ▲510 千円が含まれています。

V. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は以下のとおりです。

らホに掲げる事由又は第 4 号に規定する事由が生じているものをいいます。

□、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。

ハ、「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く。)をいいます。

ニ、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権を除く。)をいいます。

2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当半期圧縮記帳累計額は 8,236 千円であり、当半期は圧縮記帳を実施しておりません。なお、累計額は平成 16 年度からの合計金額です。

3. 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 9,000,000 千円を差入れています。

4. 貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金 1,000,000 千円が含まれています。

5. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、3,698,302 千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する事項は以下のとおりです。

(1)減損損失を認識した資産グループ及び減損損失額、資産種類ごとの内訳

区分	場所	主な用途	種類	減損損失
事業用資産	八尾市	店舗	土地	58,626千円 (土地 58,626千円)
	松原市	遊休等	土地	401千円 (土地 401千円)
遊休資産等	松原市	遊休等	土地	1,409千円 (土地 1,409千円)
	東大阪市	遊休等	土地	969千円 (業務外固定資産 969千円)
	東大阪市	遊休等	土地	33千円 (業務外固定資産 33千円)
	大阪市淀川区	遊休等	土地	682千円 (業務外固定資産 682千円)
計				62,121千円 (土地 60,437千円 業務外固定資産 1,684千円)

(2)資産のグルーピング方法

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位(ただし出張所は母店を含む)でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、農業関連施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期
平成 23 年 3 月 31 日	に寄与する資産であるため共用資産としています。
現金・預金勘定 398,763,432 千円	(3)減損損失を認識するに至った経緯
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金 <u>▲392,029,955</u> 千円	当組合は、平成 11 年 3 月 31 日に土地再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち事業用資産については、平成 22 年 6 月 25 日の総代会における支店移設の決定、事業利益減少による将来キャッシュ・フローの低下及び再評価後の帳簿価額に比して地価が継続的に下落していること等のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
現金及び現金同等物 <u>6,733,477</u> 千円	また、遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、遊休状態となっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。
平成 23 年 9 月 30 日	(4)回収可能価額の算定方法
現金・預金勘定 410,721,155 千円	回収可能価額は事業用資産については正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を、遊休資産等については正味売却価額をそれぞれ使用しています。なお、正味売却価額については、相続税評価額等を基礎として算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 4.17%で割り引いて算定しています。
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金 <u>▲406,729,955</u> 千円	
現金及び現金同等物 <u>3,991,200</u> 千円	
2. 重要な非資金取引	2. 特別利益の「貸倒引当金戻入益」は、信用事業に係るものです。
当半期に計上した「資産除去債務」の金額は、以下のとおりです。	3. 購買品供給原価には棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下げによる棚卸評価損 10 千円が含まれています。
資産除去債務 <u>6,939</u> 千円	
VI. リース取引に関する注記	V. キャッシュ・フロー計算書に関する注記
・リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引に関する事項	1. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は以下のとおりです。
(1)リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。	平成 22 年 3 月 31 日
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び半期末残高相当額	現金・預金勘定 369,824,300 千円
(器具備品)	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金 <u>▲364,429,955</u> 千円
取得価額相当額 143,092 千円	現金及び現金同等物 <u>5,394,345</u> 千円
減価償却累計額相当額 135,936 千円	
半期末残高相当額 7,155 千円	平成 22 年 9 月 30 日
②未経過リース料半期末残高相当額	現金・預金勘定 390,541,370 千円
1 年以内 7,683 千円	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金 <u>▲386,229,955</u> 千円
1 年超 - 千円	現金及び現金同等物 <u>4,311,415</u> 千円
合計 7,683 千円	
③半期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	2. 重要な非資金取引
支払リース料 15,431 千円	当半期に計上した「資産除去債務」の額は、以下のとおりです。
減価償却費相当額 14,309 千円	資産除去債務 <u>155,121</u> 千円
支払利息相当額 257 千円	
④減価償却費相当額の算定方法	VI. リース取引に関する注記
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。	・リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引に関する事項
⑤利息相当額の算定方法	(1)リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び半期末残高相当額 (単位：千円)
・リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以降のリース取引に関する事項	
(1)オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年以内 15,119 千円	
1 年超 102,387 千円	
合計 117,506 千円	
VII. 金融商品に関する注記	②未経過リース料半期末残高相当額
<金融商品関係>	1 年以内 36,120 千円
(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等	1 年超 7,683 千円
当半期における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。	合計 43,804 千円
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについ	

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期
------------	------------------

ては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	408,402,999	407,677,969	▲725,030
有価証券			
満期保有目的の債券	12,911,353	13,583,483	672,129
その他有価証券	6,398,335	6,398,335	—
貸出金	130,678,456		
貸倒引当金	▲2,175,966	—	—
貸倒引当金控除後	128,502,489	130,441,997	1,939,507
資産計	556,215,178	558,101,785	1,886,606
貯金	549,278,901	549,491,799	212,898
負債計	549,278,901	549,491,799	212,898

(注 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注 2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 204,966 千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	13,956,728

(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

<有価証券関係>

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

③半期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	20,818 千円
減価償却費相当額	19,283 千円
支払利息相当額	862 千円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

(2) ファイナンス・リース取引以外の、所有権が借り手に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。

未経過リース料	
1年以内	70 千円
1年超	— 千円
合計	70 千円

・リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以降のリース取引に関する事項

該当するリース取引はありません。

VII. 金融商品に関する注記

<金融商品関係>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	388,141,715	387,339,967	▲801,748
有価証券			
満期保有目的の債券	11,815,067	12,568,846	753,779
その他有価証券	6,011,173	6,011,173	—
貸出金	128,461,034		
貸倒引当金	▲2,447,596	—	—
貸倒引当金控除後	126,013,437	128,103,384	2,089,946
資産計	531,981,393	534,023,370	2,041,977
貯金	525,208,138	525,612,998	404,859
負債計	525,208,138	525,612,998	404,859

(注 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注 2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 220,034 千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によ

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期
------------	------------------

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,792,443	2,836,941	44,498
	地方債	8,622,306	9,177,233	554,926
	政府保証債	1,496,604	1,569,308	72,704
	計	12,911,353	13,583,483	672,129

② その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,095,560	3,221,796	126,235
	地方債	399,897	428,651	28,753
	政府保証債	469,414	502,044	32,629
	金融債	2,000,096	2,040,742	40,645
	銀行債	200,416	205,102	4,685
	計	6,165,386	6,398,335	232,948

なお、上記差額から繰延税金負債 73,378 千円を差し引いた額 159,569 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII. 資産除去債務に関する注記

1. 貸借対照表に計上している当半期における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	当半期における総額の増減
期首残高	158,654 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,939 千円
時の経過による調整額	1,347 千円
資産除去債務の履行による減少額	▲450 千円
期末残高	166,491 千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時価
218,144 千円	248,075 千円

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当半期の時価は、路線価による相続税評価額を基礎として算定しています。

っています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	13,001,564

(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

< 有価証券関係 >

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,692,115	1,727,029	34,914
	地方債	8,327,036	8,954,496	627,459
	政府保証債	1,495,915	1,588,530	92,614
	計	11,515,067	12,270,056	754,989
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	300,000	298,790	▲1,210
	計	300,000	298,790	▲1,210
		11,815,067	12,568,846	753,779

② その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,048,180	3,211,724	163,543
	地方債	399,883	432,982	33,099
	政府保証債	469,329	507,401	38,071
	金融債	1,600,154	1,651,764	51,609
	銀行債	200,601	207,302	6,700
	計	5,718,149	6,011,173	293,023

なお、上記差額から繰延税金負債 92,302 千円を差し引いた額 200,721 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII. 資産除去債務に関する注記

1. 貸借対照表に計上している当半期における当該資産除去債務の総額の増減

平成 23 年度半期	(ご参考) 平成 22 年度半期												
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">変動の内容</td> <td style="text-align: right;">当半期における総額の増減</td> </tr> <tr> <td>期首残高(注)</td> <td style="text-align: right;">153,890 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,230 千円</td> </tr> <tr> <td>半期末残高</td> <td style="text-align: right;">155,121 千円</td> </tr> </table> <p>(注) 当半期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号(平成 20 年 3 月 31 日(企業会計基準委員会)))及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号(平成 20 年 3 月 31 日(企業会計基準委員会)))を適用したことによる期首時点における残高であります。</p> <p>2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。</p> <p>Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">356,739 千円</td> <td style="text-align: center;">395,431 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。</p> <p>(注 2) 当半期の時価は、路線価による相続税評価額を基礎として算定しています。</p>	変動の内容	当半期における総額の増減	期首残高(注)	153,890 千円	時の経過による調整額	1,230 千円	半期末残高	155,121 千円	貸借対照表計上額	時価	356,739 千円	395,431 千円
変動の内容	当半期における総額の増減												
期首残高(注)	153,890 千円												
時の経過による調整額	1,230 千円												
半期末残高	155,121 千円												
貸借対照表計上額	時価												
356,739 千円	395,431 千円												

◆◆リスク管理債権の状況

(単位：千円)

ご参考 (単位：千円)

区 分	平成23年9月末	平成23年3月末
破綻先債権額 (A)	70,754	60,802
延滞債権額 (B)	3,545,572	3,459,636
3ヵ月以上延滞債権額 (C)	-	-
貸出条件緩和債権額 (D)	862,056	743,534
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	4,478,383	4,263,973
うち担保保証付債権額 (F)	2,273,299	2,127,213
担保保証付控除後債権額 (G)=(E)-(F)	2,205,084	2,136,759
個別貸倒引当金勘定残高 (H)	1,734,221	1,724,980
差 引 額 (I)=(G)-(H)	470,863	411,779

(注1)破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2)延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもをいいます。

(注3)3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注3に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5)担保保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券(上場公社債、上場株式)及び確実な不動産担保付の貸出金残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額をいいます。

(注6)担保保証付控除後債権額

リスク管理債権額合計額から、担保保証付債権額を控除した貸出金残高をいいます。

◆◆金融再生法開示債権の状況

金融再生法に基づく資産査定額

(単位：千円)

ご参考 (単位：千円)

区 分	平成 23 年 9 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,650,227
危険債権	1,977,868
要管理債権	862,056
合計	4,490,152
正常債権	126,165,186

平成 23 年 3 月末
1,695,801
1,828,637
743,534
4,267,973
123,601,678

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第 6 条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息及び信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しております。

なお、当組合は同法の対象とはなっておりませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を記載しております。

(注 1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(注 2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

(注 3)要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3 ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいう。

(注 4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権をいう。

金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円)

ご参考 (単位：千円)

区 分	平成 23 年 9 月末
金融再生法開示債権合計 (A)	4,490,152
保全額合計 (B)	4,093,167
うち貸倒引当金	1,808,099
うち担保保証等	2,285,068
保全率 (B)/(A)	91.15%

平成 23 年 3 月末
4,267,973
3,884,898
1,753,685
2,131,213
91.02%

(注)貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

◆◆有価証券の時価情報

(単位：千円)

ご参考

(単位：千円)

項目	平成 23 年 9 月末			
	時価	評価 差額	うち益	うち損
その他有価証券	6398335	232948	232948	-
株式	-	-	-	-
債券	6398335	232948	232948	-
その他	-	-	-	-

平成 23 年 3 月末			
時価	評価 差額	うち益	うち損
8901953	198170	213735	15565
-	-	-	-
8901953	198170	213735	15565
-	-	-	-

(注 1) 当年 9 月末の「評価差額」及び「含み損益」は、当年 9 月末時点の帳簿価額(償却原価法適用後、減損処理後)と時価との差額を計上しております。

(注 2) 満期保有目的の債券に係る「含み損益」は以下のとおりです。

(単位：千円)

ご参考

(単位：千円)

項目	平成 23 年 9 月末			
	帳簿価額	含み 損益	うち益	うち損
満期保有目的の 債券	12911353	672129	672129	-

平成 23 年 3 月末			
帳簿価額	含み 損益	うち益	うち損
12308295	511455	516524	5068

◆◆バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示

農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第207条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年3月23日付金融庁・農林水産省告示第4号バーゼルⅡ第3の柱)として、定量的な開示事項を以下のとおり開示します。

1. 自己資本の構成に関する事項

		(単位:千円)	(ご参考) (単位:千円)
項目		平成23年9月末	平成23年3月末
基本的項目 (Tier1)	出資金	3,688,531	3,627,603
	(うち後配出資金)	—	—
	回転出資金	—	—
	再評価積立金	—	—
	資本準備金	49,606	49,606
	利益準備金	3,944,481	3,944,481
	任意積立金	10,828,631	10,828,631
	次期繰越剰余金	—	974,345
	半期末処分剰余金	1,416,066	—
	処分未済持分	—	▲49,767
	その他有価証券の評価差損	—	—
	営業権相当額	—	—
その他	—	—	
計 (A)	19,927,317	19,374,901	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,007,903	2,048,826
	一般貸倒引当金	442,804	434,600
	負債性資本調達手段等	—	—
	負債性資本調達手段	—	—
	期限付劣後債務	—	—
補完的項目不算入額	—	—	
計 (B)	2,450,707	2,483,426	
控除項目 (C)	—	—	
自己資本 ((A)+(B)-(C)) (D)	22,378,024	21,858,327	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目 (E)	162,444,392	156,903,325
	オフ・バランス取引項目 (F)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (G)	11,266,009	11,266,009
	計(E)+(F)+(G) (H)	173,710,401	168,169,335
自己資本比率 = (D)/(H) × 100	12.88%	12.99%	
(参考) Tier1 比率 = (A)/(H) × 100	11.47%	11.52%	

(注1) 本表記載の数値等は、金融庁・農林水産省告示(農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準)に定められた算式で、平成23年3月末は実績値を、当年9月末は前記貸借対照表及び損益計算書に基づき算定しております。

なお、当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しております。(当組合は法令上、中間決算を義務付けられていないため、平成23年9月末のオペレーショナル・リスク相当額は平成23年3月末のものをそのまま採用しています)

(注2) 平成20年度末より平成20年金融庁・農林水産省告示第22号(上記(注1)の告示の特例)が適用されたことに伴い、その他有価証券の評価損を勘案せずに基本的項目を計算していますが、当該告示の特例による基本的項目への影響はありません。

(注3) 農業協同組合法では半期での配当制度がないため、出資配当金額は控除していません。

(注4) 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

項目	(単位:千円)		(ご参考)	(単位:千円)
	平成23年9月末		平成23年3月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	162,444,392	6,497,775	156,903,325	6,276,133
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー				
a 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
b 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
c 地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
d 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
e 地方三公社向け	—	—	—	—
f 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	83,368,947	3,334,757	81,240,258	3,249,610
g 法人等向け	8,246,680	329,867	8,387,301	335,492
h 中小企業等向け及び個人向け	13,451,131	538,045	11,534,168	461,366
i 抵当権付住宅ローン	4,143,011	165,720	4,362,789	174,511
j 不動産取得等事業向け	11,112,182	444,487	11,767,722	470,708
k 三月以上延滞等	949,509	37,980	1,459,607	58,384
l 信用保証協会等	3,461,586	138,463	3,483,776	139,351
m 共済約款貸付	—	—	—	—
n 出資等	13,956,728	558,269	13,001,564	520,062
o その他	23,754,613	950,184	21,666,136	866,645
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	11,266,009	450,640	11,266,009	450,640
ハ.総所要自己資本額 (イ+ロ)	173,710,401	6,948,416	168,169,335	6,726,773

(注1) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注4) 「その他」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれております。

(注5) 「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注6) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(注7) 総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

(ご参考)

(単位:千円)

項目	平成 23 年 9 月末				平成 23 年 3 月末			
	信用リスクエクスポージャー 期末残高	三月以上延滞 エクスポージャー		三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー 期末残高	三月以上延滞 エクスポージャー		三月以上延滞 エクスポージャー
		うち貸出金	うち債券			うち貸出金	うち債券	
法人	農業	2905	2905	-	3,183	3,183	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,484,771	1,484,771	-	1,536,055	1,536,055	-	169,888
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	17,563,371	17,563,371	-	17,882,748	17,882,748	-	11,677
	電気・ガス・熱供給・水道業	269,518	269,518	-	270,602	270,602	-	-
	運輸・通信業	11,797	11,797	-	18,720	18,720	-	-
	金融・保険業	413,683,539	1,000,000	4,173,153	401,835,669	1,004,038	4,172,223	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,072,950	1,072,950	-	1,135,622	1,135,622	-	-
	日本国政府・地方公共団体	32,013,262	17,062,858	14,950,403	32,799,880	15,926,875	16,873,005	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-
	個人	92,390,405	92,390,405	-	90,297,557	90,297,557	-	2,937,356
その他	27,744,256	-	-	28,205,721	-	-	-	
業種別合計	586,236,777	130,858,578	19,123,557	573,985,763	128,075,405	21,045,229	3,118,822	
1 年以下	414,226,166	7,482,521	241,547	400,529,126	6,890,604	290,708	-	
1 年超 3 年以下	5,952,133	2,605,410	3,346,722	5,641,860	3,541,438	2,100,422	-	
3 年超 5 年以下	11,792,160	6,629,444	5,162,716	12,219,873	6,195,793	6,024,079	-	
5 年超 7 年以下	17,935,228	11,460,663	6,474,565	11,468,892	7,414,347	4,054,545	-	
7 年超 10 年以下	16,317,519	10,913,857	3,898,006	25,493,639	14,109,179	8,575,474	-	
10 年超	85,859,900	85,357,269	-	83,905,223	83,402,615	-	-	
期限の定めのないもの	34,153,668	6,409,411	-	34,727,148	6,251,426	-	-	
残存期間別合計	586,236,777	130,858,578	19,123,557	573,985,763	128,075,405	21,045,229	-	

(注 1)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

(注 2)「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれております。具体的には、現金、固定資産等です。

(注 3)平成 22 年度及び平成 23 年度半期における信用リスクに関するエクスポージャー全体での期末残高と期中のリスク・ポジションとの大幅な乖離はありません。

(注 4)当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

(ご参考)

(単位:千円)

項目	平成23年9月末				平成23年3月末				
	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	
一般貸倒引当金	434,600	442,804	434,600	442,804	621,983	434,600	621,983	434,600	
個別貸倒引当金	1,726,520	1,735,630	1,726,520	1,735,630	2,007,678	1,726,520	2,007,678	1,726,520	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	69,426	67,596	69,426	67,596	160,818	69,426	160,818	69,426
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	8,613	8,668	8,613	8,668	8,429	8,613	8,429	8,613
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小 売・飲食・ サービス業	1,090	939	1,090	939	1,241	1,090	1,241	1,090
	日本国政 府・地方公 共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	1,647,390	1,658,426	1,647,390	1,658,426	1,837,188	1,647,390	1,837,188	1,647,390
合計	2,161,121	2,178,434	2,161,121	2,178,434	2,629,662	2,161,121	2,629,662	2,161,121	

(注)当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しております。

③貸出金償却の額

(単位:千円)

(ご参考)

(単位:千円)

項目	平成23年9月末	平成23年3月末
	法人	
農業	-	-
林業	-	-
水産業	-	-
製造業	-	-
鉱業	-	-
建設・不動産業	-	-
電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-
運輸・通信業	-	-
金融・保険業	-	-
卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-
日本国政府・地 方公共団体	-	-
その他	-	-
個人	-	-
合計	-	-

(注)「貸出金償却の額」は、貸出金等から、個別貸倒引当金の既繰入額の当該償却に係る取崩額を控除した額を計上しております。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:千円) (ご参考) (単位:千円)

項目	平成23年9月末			平成23年3月末		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト0%	—	49,215,665	49,215,665	—	50,859,926	50,859,926
リスク・ウェイト10%	—	34,615,855	34,615,855	—	34,837,754	34,837,754
リスク・ウェイト20%	—	411,894,598	411,894,598	—	401,233,819	401,233,819
リスク・ウェイト35%	—	11,837,176	11,837,176	—	12,465,112	12,465,112
リスク・ウェイト50%	970	1,072,642	1,073,613	1,430	2,119,765	2,121,195
リスク・ウェイト75%	—	18,092,911	18,092,911	—	15,562,401	15,562,401
リスク・ウェイト100%	—	59,201,520	59,201,520	—	56,533,129	56,533,129
リスク・ウェイト150%	—	305,436	305,436	—	372,424	372,424
その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—
合計	970	586,235,807	586,236,777	1,430	573,984,332	573,985,763

(注1)「格付あり」とは、リスク・ウェイト算定において格付を適用しているエクスポージャー、「格付なし」とはリスク・ウェイト算定において格付を適用していないエクスポージャーのことです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限りま。

(注2)エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円) (ご参考) (単位:千円)

項目	平成23年9月末		平成23年3月末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	1,966,421	—	1,966,082
地方三公社向け	—	4,696,798	—	5,049,820
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	53,941	—	119,058	—
中小企業等向け及び個人向け	1,345,131	—	1,245,867	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	18,765	—	21,673	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
その他	82,050	—	83,429	—
合計	1,499,888	6,663,220	1,470,029	7,015,903

(注1)「その他」は、「中小企業等向け及び個人向け」に含まれない個人向けエクスポージャー等です。

(注2)当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円) (ご参考) (単位:千円)

項目	平成23年9月末		平成23年3月末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	—	—	—	—
非上場	13,956,728	13,956,728	13,001,564	13,001,564
合計	13,956,728	13,956,728	13,001,564	13,001,564

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. 金利ショックに対する経済価値の増減額

(単位:千円) (ご参考) (単位:千円)

項目	平成23年9月末	平成23年3月末
	金利ショックに対する経済価値の増減(▲)額	▲1,200,679

(注)当組合では、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出し、そのうち経済価値の減少(または増加)が大きい(または小さい)金利変動の金利リスク量を採用しております。

◆◆店舗一覧

平成23年12月1日現在

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容					
			信用	共済	購買	販売	指導	CD・ATM
本店	八尾市南小阪合町2-2-2	072 (924) 6624	○	○		○	○	○
萱振支店	八尾市萱振町3-75	072 (923) 4021	○	○				○
山本支店	八尾市山本町2-5-2	072 (923) 4088	○	○	○			○
八尾駅前支店	八尾市東本町3-8-15	072 (992) 2525	○	○				○
龍華支店	八尾市東太子2-1-18	072 (923) 4378	○	○				○
亀井支店	八尾市竹濑東1-19	06 (6707) 1177	○	○				○
南高安支店	八尾市恩智中町2-1	072 (943) 6321	○	○	○			○
南高安北支店	八尾市教興寺4-14	072 (941) 6661	○	○	○			○
久宝寺支店	八尾市龍華町1-4-2	072 (923) 4445	○	○				○
高安支店	八尾市服部川6-268	072 (941) 8028	○	○	○			○
北高安支店	八尾市大竹3-76	072 (941) 8027	○	○	○			○
曙川支店	八尾市八尾木2-87	072 (922) 1167	○	○				○
大正支店	八尾市太田3-55	072 (949) 5201	○	○	○			○
志紀支店	八尾市田井中2-1	072 (949) 5371	○	○	○			○
堅下支店	柏原市大泉3-4-5	072 (971) 0285	○	○				○
柏原支店	柏原市大正1-6-28	072 (972) 0276	○	○				○
堅上支店	柏原市大字雁多尾畑6330	072 (979) 0321	○	○	○			○
国分支店	柏原市国分本町2-1-8	072 (978) 6081	○	○	○			○
玉手出張所	柏原市玉手町10-19	072 (977) 5801	○	○				○
恵我支店	松原市大堀3-3-14	072 (332) 8080	○	○				○
松原支店	松原市上田5-10-35	072 (332) 8008	○	○	○			○
天美支店	松原市天美東8-13-23	072 (332) 8110	○	○	○			○
天美南支店	松原市天美南3-13-15	072 (332) 8881	○	○				○
布忍支店	松原市南新町1-9-20	072 (332) 1011	○	○				○
三宅支店	松原市三宅中3-16-9	072 (332) 8001	○	○				○
石切支店	東大阪市石切町1-4-18	072 (981) 5881	○	○				○
枚岡支店	東大阪市箱殿町4-19	072 (982) 3333	○	○				○
孔舎衛支店	東大阪市日下町6-4-1	072 (981) 1121	○	○				○
日下貝塚支店	東大阪市日下町2-3-1	072 (986) 0081	○	○				○
衣摺支店	東大阪市衣摺2-3-4	06 (6728) 0666	○	○				○
弥刀支店	東大阪市友井3-7-3	06 (6722) 4151	○	○				○
寿町支店	東大阪市寿町3-9-26	06 (6728) 0525	○	○				○
長瀬駅前支店	東大阪市菱屋西1-20-13	06 (6723) 0051	○	○				○
大蓮支店	東大阪市大蓮北2-5-9	06 (6727) 0115	○	○				○
八尾営農経済センター	八尾市南小阪合町2-2-2	072 (993) 3450			○	○	○	
柏原営農経済センター	柏原市大泉4-17-9	072 (971) 8308			○	○	○	
松原営農経済センター	松原市三宅西5-903	072 (331) 1881			○	○	○	
孔舎衛営農経済センター	東大阪市日下町6-4-1	072 (984) 7728			○	○	○	
衣摺営農経済センター	東大阪市衣摺3-1-1	06 (6728) 0663			○	○	○	
直売所(畑のつづき)	八尾市山本町南7-13-22	072 (929) 9030				○		
直売所(松原農産物直売所)	松原市上田5-10-35					○		
久宝寺購買所	八尾市久宝寺5-4-1	072 (923) 4451			○			
南本町(機械化店舗)	八尾市南本町1-10-10	八尾駅前支店						○
安中(機械化店舗)	八尾市安中町3-8-9	龍華支店						○
久宝寺(機械化店舗)	八尾市久宝寺5-4-1	久宝寺支店						○
久宝寺口駅前(機械化店舗)	八尾市末広町4-8-20	弥刀支店						○
恩智駅前(機械化店舗)	八尾市恩智中町1-151	南高安支店						○
南山本(機械化店舗)	八尾市山本町南7-13-22	曙川支店						○
木の本(機械化店舗)	八尾市南木の本4-7	大正支店						○
法善寺駅前(機械化店舗)	柏原市平野1-12-1	堅下支店						○
一津屋(機械化店舗)	松原市一津屋1-23-15	恵我支店						○
石切駅前(機械化店舗)	東大阪市東石切町4-1-5	石切支店						○
近大前(機械化店舗)	東大阪市小若江2-8-22	長瀬駅前支店						○
大蓮北(機械化店舗)	東大阪市大蓮北3-3-7	大蓮支店						○

(注) 指導の項目の○印は、営農指導員の常駐する店舗です。

◆◆法令遵守（コンプライアンス）の体制

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しております。（詳細は下記をご参照ください）。

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の5）および農協法施行規則（第81条）にもとづき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当組合の理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

大阪中河内農業協同組合 監事会

連絡先 〒581-0019 八尾市南小阪合町2丁目2-2

大阪中河内農業協同組合 本店

受付監事 常勤監事 前田 栄子 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

※当JAとのお取引に関するご相談・苦情等のお申し出がございましたら、「お客様相談窓口」を設置しておりますので下記までご連絡ください。

【お客様相談窓口】

TEL 0120-932-581（受付：平日9：00～17：00）

◆◆金融商品の勧誘方針

当JAでは、金融商品の販売にあたっては、以下の「金融商品の勧誘方針」を制定し、全役職員に周知しております。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆◆個人情報の保護について

当JAでは、個人情報の保護にあたっては、以下のプライバシーポリシーを制定し、個人情報の適正な取り組みに努めております。

大阪中河内農業協同組合プライバシーポリシー

大阪中河内農業協同組合（以下「当組合」といいます。）はお客様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正な手段で取得するとともに、お客様からお預かりした個人情報を、法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ取扱います。
2. 当組合は、お客様からお預かりした個人情報を、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
3. 当組合は、お客様からお預かりした個人情報の流出や盗難及び紛失などを防止します。
4. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
5. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。
6. 当組合は、個人情報保護に係る方針、規程等を全役職員に周知徹底します。

◆◆JAバンク利用者保護等管理方針

JAバンク利用者保護等管理方針

大阪中河内農業協同組合(以下「当組合」といいます)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含みます。以下同じ)の正当な利益の保護と利便の確保のために、以下の方針を定めます。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 当組合は、利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 当組合は、利用者からの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 当組合は、利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう、努めます。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。
- 6 本方針の制定・改廃は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、理事会の議決によります。
※本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

利益相反管理方針の概要

大阪中河内農業協同組合
(平成21年6月1日制定)

大阪中河内農業協同組合(以下、「当組合」といいます)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしがたい、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1)お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2)当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限り)
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2)利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、大阪中河内農業協同組合本店総務企画部総合企画課(Tel：072-924-6621)までご連絡ください。

◆◆金融円滑化への取組み

当 JA では、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり金融円滑化にかかる取組みの基本的方針を制定し、取組み体制を強化いたしました。

金融円滑化にかかる基本的方針

平成 22 年 1 月 28 日制定

大阪中河内農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆◆金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

相談・苦情等は各支店または下記へお申し出下さい。

・信用事業 本店 事業管理部 事務管理課 (072-924-6633)

・共済事業 本店 事業管理部 共済課 (072-924-6628)

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝祭日および12月31日～1月3日を除きます）

②紛争解決措置の内容

お客様は、「紛争解決の申し立て」において、信用事業、共済事業それぞれに、下記の外部機関をご利用いただくことができます。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター(03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター(03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター(03-3581-2249)

仙台弁護士会紛争解決支援センター

山形県弁護士会示談あっせんセンター

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

横浜弁護士会紛争解決センター(045-211-7716)

山梨県弁護士会民事紛争処理センター(055-235-7202)

新潟県弁護士会示談あっせんセンター(025-222-3765、025-224-2082)

富山県弁護士会紛争解決センター

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

愛知県弁護士会紛争解決センター(052-203-1777)

京都弁護士会紛争解決センター(075-231-2378)

公益社団法人総合紛争解決センター（大阪府）

兵庫県弁護士会紛争解決センター(078-341-8227)

岡山弁護士会岡山仲裁センター

広島弁護士会仲裁センター(082-225-1600)

愛媛県弁護士会紛争解決センター(089-941-6279)

福岡県弁護士会紛争解決センター(天神弁護士センター：092-741-3208、北九州法律相談センター：093-561-0360、久留米法律相談センター：0942-30-0144)

鹿児島県弁護士会紛争解決センター

下線の弁護士会仲裁センターについては、直接紛争解決をお申し立ていただくことが可能です。

下線以外の弁護士仲裁センター等のご利用は、①の窓口または大阪府JAバンク相談所(06-6204-3669)にお申し出ください。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所(03-5368-5757)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構(03-5296-5031)

(財)日弁連交通事故相談センター(03-3581-4724)

(財)交通事故紛争処理センター(03-3346-1756)

◆◆反社会的勢力への対応

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、排除の姿勢を堅持し、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。